

令和8年度「特別史跡西都原古墳群保存活用計画」策定支援業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

特別史跡西都原古墳群保存活用計画策定支援業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

別紙令和8年度 特別史跡西都原古墳群保存活用計画策定支援業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり。

3 契約上限額

(1) 2,761,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 留意事項

- ・仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。
- ・委託料の支払は、業務完了検査に合格した後、精算払とする。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

5 参加資格条件

本業務に係る企画提案競技(プロポーザル方式)に参加する者は、次の条件を全て満たす法人又は団体とする。

(1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)」第2条に規定する入札参加資格を有するものうち、サービス(役務の提供)に関する業種で、種目が「U-04:調査・研究・検査」である者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。

(4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

(5) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

(6) 県税に未納がない者。

(7) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(8) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、過去に国又は地方公共団体において、この業務委託と同規模以上の同種または類似業務の実績を有するもの。同種業務とは史跡の保存活用(管理)計画の策定又は支援業務とし、類似業務とは文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画等の策定又は支援業務とする。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和8年4月22日(水) |
| (2) 質問等の締め切り | 令和8年4月28日(火) 午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年5月13日(水) 午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年5月20日(水) 午後5時 |
| (5) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和8年5月26日(火) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年5月29日(金)までに |

8 企画提案競技の方法

- (1) 事前説明会
開催しない。

(2) 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式第1号)を提出すること。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することはできない。

なお、企画提案競技の参加希望者は、令和7年度「特別史跡西都原古墳群保存活用計画」策定支援業務成果品(計画書素案・委員会議事録等)の提供を求めることができるが、その取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

- ① 提出先
下記12を参照
- ② 提出期限
令和8年5月13日(水) 午後5時まで
- ③ 提出方法
電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(3) 質問の受付

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問がある場合は、企画提案競技質問書(様式第2号)に記載の上、提出すること。電話による質問は受け付けない。

- ① 提出先
下記12を参照
- ② 提出期限
令和8年4月28日(火) 午後5時まで
- ③ 提出方法
電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- ④ 回答方法
質問に対する回答は、令和8年5月7日(木)までに電子メールで通知する。

(4) 企画提案書の作成・提出

企画提案競技に参加する者は、次に示す事項に留意して企画提案書を提出すること。提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、プレゼンテーション(企画提案説明)及びヒアリングに参加することはできない。

- ① 企画提案書の内容
本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。なお、本業務の最大限の成果を期するため、仕様書に示されていない事項についても企画提案することは妨げないものとする。

② 提出書類

ア 企画提案書(6部:正本1部、副本5部)

- ・ 提出する企画案は、提案者1者につき1案のみとする。
- ・ A4判6頁程度(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。
なお、正本については鑑文(様式第3号)を付けること。

イ 見積書(様式任意、原本1部、写し1部)

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を作成すること
※ 宮崎県知事宛て、代表者印押印を記載すること。
※ 委託業務の積算内容がわかるように記載すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書(1部)

- ・ 様式第4号により提出すること。

エ 事業者概要書(1部)

- ・ 様式第5号により提出すること。

オ 業務実施体制(配置従事者)調書(1部)

- ・ 様式第6号により提出すること。

カ 過去における同種・類似業務の実績一覧

- ・ 任意様式でA4判1枚程度

③ 提出先

下記12参照

④ 提出期限

令和8年5月20日(水) 午後5時まで

⑤ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段によるものとし、提出期限までに提出先に到達したものに限り。

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、これを採択しない。

(5) 企画提案の選定方法

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先を選定する審査委員会を設置し、複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査したうえで、最も優れた企画(最高得点を得たもの)を提案した1者を受託候補者として選定する。

① プレゼンテーション(企画提案説明)及びヒアリングの開催

企画提案書又はパワーポイント等を用いた企画提案説明とする。

ア 日時:令和8年5月26日(火) 午後1時から(予定)

イ 場所:宮崎県庁3号館4階 教育委員会室(予定)

宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

ウ プレゼンテーションの時間:1社当たり、説明20分 質疑10分 計30分
※各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、スケジュール等は事前に通知する。

エ その他

- ・ プロジェクター、接続ケーブル(HDMI)、スクリーンは委託者(県教育庁文化財課)が準備するが、その他の機器(パソコン等)については企画提案者が準備すること。
- ・ プレゼンテーションの出席者は2名以内とする。
- ・ 企画提案書の書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。

(6) 企画提案の評価(審査基準)

企画提案の評価は、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容について、次に示した審査基準(詳細は別紙)に基づき、項目ごとに数値化して採点する。

【審査基準】

- ① 内容構成力
 - ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
 - ・ 西都原古墳群の特徴、課題を適切に把握した企画・提案となっているか。
 - ・ 業務委託仕様書を踏まえた内容で、業務目的が達成されると期待される企画書となっているか。
 - ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。
- ② 独創性
 - ・ 企画、提案内容に独創性があるか。
- ③ 運営体制
 - ・ 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
- ④ 経済性
 - ・ 提案内容に対して経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。
- ⑤ 実績
 - ・ 専門性があり、本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。
- ⑥ 取組意欲
 - ・ 企画提案書やプレゼンテーション(企画提案説明)から本業務に積極的に取り組む姿勢や努力・熱意を感じられたか。

(7) 審査結果の通知

令和8年5月29日(金)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。その際、各提案者(選定されなかった者についてはその名称を除く)に関して総合点数も通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限まで提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) 上記の(8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

有り

(ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号の一に該当する場合は免除)

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、本提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返還しない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。
- (4) 審査経緯についての問合せには一切応じない。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては、これを認めない。
- (6) 受託候補者との随意契約に際して、企画提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、協議を行う場合がある。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 宮崎県庁3号館2階
宮崎県教育庁 文化財課
- (2) 担当 宮崎県教育庁 文化財課 埋蔵文化財担当 (担当 今塩屋)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7251
ファックス番号 0985-26-8244
メールアドレス ky-bunka@pref.miyazaki.lg.jp